

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 飯田 良一

論 文 題 目

中世伊勢神宮における公武祈禱の研究

論文審査担当者

主査 名古屋大学 教授 稲葉伸道

委員 名古屋大学 教授 羽賀祥二

委員 名古屋大学 教授 池内 敏

委員 名古屋大学 教授 古尾谷知浩

委員 名古屋大学 教授 阿部泰郎

論文審査の結果の要旨

[本論文の概要]

本論文は中世国家論や王権論の視点から、摂関期から鎌倉期に至る朝廷（公家）による伊勢神宮への公卿勅使派遣、および、室町期における幕府（武家）による伊勢神宮への祈祷命令を検討し、それらの制度の実態と歴史的意義を論じたものである。

[序言] では中世の伊勢神宮に関する研究の現段階を整理し、神宮の組織や所領、伊勢神道、伊勢信仰に関する研究が中心で、朝廷や幕府が行った奉幣や勅使派遣、祈祷命令に関する研究が十分に行われていないことを示し、こうした諸点の解明が中世国家論や王権論を論じる際に重要な切り口になることを指摘する。

[一章] では公卿勅使制度が形成される前段階を検討し、摂関期における臨時奉幣の一形態として公卿が派遣される「公卿の勅使」が、「国家大事」において派遣されるものと、天皇の意志（「御願」）によるものとがあることを指摘する。[二章] では院政期における伊勢神宮正殿御戸不開、殿舎の転倒、火災を理由に派遣された「公卿の勅使」の事例を検討し、白河院政期に臨時奉幣とは区別して派遣される「天皇の意志」としての「公卿勅使」制度が形成されるとした。[三章] では院政期における公卿勅使派遣の契機、理由について検討し、天文密奏による予兆としての天変に対して天皇としての「慎」を示すため、また、天皇・院の重厄回避や病気の平癒、皇子誕生祈願を理由に派遣されたことを指摘する。[四章] では公卿勅使派遣の手続き、儀式について検討し、日時勘申における「内々の勘申」と「陣での勘申」、勅使下命における「内々仰」と「召仰」の区別があることを指摘し、殿上儀における宸筆宣命に着目した。また、儀式執行のために置かれた蔵人方行事所の職務についても検討している。[五章] では院と天皇、摂関の公卿勅使派遣における関与の仕方を検討し、白河院の主導により、形式的には幼主である「天皇の意志」としての派遣が行われ、摂関は院の指示の範囲で関与するにすぎないことを指摘する。また、公卿勅使の人選についても、天皇の外戚や院の近臣が任用されており、院による選任であることを指摘し、さらに、勅使派遣の費用調達や伊勢への路次での供応のあり方について検討している。

[六章] では公卿勅使が貴族一般の伊勢信仰に与えた影響について述べ、伊勢神宮における貴族・武士の私的祈祷の源流として考えるべきであると問題提起をする。以上一章から六章が院政期を中心とする公卿勅使の分析であるのに対して、[七章] は室町期、とくに義持、義教、義政期における室町殿自身の参宮や禰宜に対する祈祷命令を、従来からの朝廷（公家）による臨時奉幣と比較し検討する。分析の中心は、祈祷命令の伝達経路、そこで使用される伝奏奉書などの伝達文書、伝奏や神宮伝奏の役割についてである。義持が朝廷による例幣の直後に自ら参宮していたこと、義教期に伝奏奉書による禰宜祈祷が始まったこと、義政期に公武祈祷が一体化され、幕府による国家的祈祷が完成したことを指摘した。[結語] では、公卿勅使についてのまとめを行い、今後の課題を述べる。

論文審査の結果の要旨

[本論文の評価]

古代国家の枠組みを継承した中世においても、伊勢神宮は国家の宗廟、天皇家の祖先神を祀る神社として位置づけられ、国家のための祈祷が朝廷年中行事として行われ、また、天変等を契機とする臨時の奉幣や祈祷が行われ、使者が伊勢神宮に派遣された。本論文は、この国家的祈祷について、院政期に盛んになり制度として確立した公卿勅使と、それとは別に、室町期において新しく幕府によって始まった国家的祈祷の形成を論じた労作である。

公卿勅使の研究は臨時奉幣の一形態として摂関期を中心に検討されることがあったが、公卿勅使が頻繁に派遣される院政期の研究はきわめて少ない。本論文が摂関期から鎌倉期に至る公卿勅使の事例を公家日記等から網羅的に収集し、派遣される公卿名、派遣の理由、派遣の手続き儀礼を詳細に解明し、それら全体に対する院・天皇・摂関の関与のあり方を検討したことは、神宮側で後世になって作られた公卿勅使の部類記の記述等に依拠していたこれまでの研究水準を大きく引き上げた。ここに本論文の第一の価値がある。第二に、院政期の王権論の視点を踏まえて事例分析を行い、公卿勅使が実施の全体において院の意向を強く反映していることを明らかにし、国家の宗廟である神宮への祈謝のためよりも、天皇家の個別事情（院・天皇の病氣平癒、皇子誕生など）を理由に「天皇の意志」として派遣されたことを指摘したことも、院政期の政治史に新たに論点を加えたと評価できる。また、「天皇の意志」による公卿勅使の派遣が、院の主導により、その手続きや儀式における摂関の排除をとめない、摂関期の臨時奉幣制度の一環としての勅使派遣と区別される新しい制度の形成であることを指摘した点は、摂関期と院政期の政治制度の違いや、院、天皇、摂関の院政期における政治的役割を論ずる際の一つの論点を提供したものと言えよう。

室町期の公武祈祷を扱った第七章についても、この時期の幕府（武家）と朝廷（公家）の伊勢神宮への祈祷を、幕府祈祷を中心に義持・義教・義政の三代にわたって検討し、とくに天皇と室町殿（室町将軍）への両属性を有する伝奏や神宮伝奏の果たした役割から、義政期に至って朝廷による祈祷が吸収されたと指摘した点は、これまでの室町殿による国家的寺社祈祷の研究を前進させたものとして評価できる。

以上のように、本論文は中世の国家的祈祷研究において研究史上重要な意味をもつものであるが、論文の完成度において問題点も有する。誤字や脱字が多く、論文全体の構成や推敲において不十分な点が見られること、院政期の公卿勅使と室町期の公武祈祷の間の時代（鎌倉後期～南北朝期）の考察が行われていない点などである。しかし、これらの問題は今後、著書として完成させる際に、十分克服できるものである。よって、審査委員一同、本論文が博士（歴史学）の学位を授与するにふさわしいものと判定した。